

国際連合気候変動枠組条約 CDM理事会第72回理事会概要報告

2013年 3月 9日

経済産業研究所・東京大学 戒能
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日時 2013年 3月 4日 (月) - 3月 8日 (金)

場所 ドイツ・ボン UN Campus

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternate
アジア ASIA	Shafqat K. (パキスタン)*	Hussein B. (ヨルダン)*
中南米 LACRB	Antonio H. (メキシコ)	Eduardo C. (ペルー)
アフリカ AFR	Victor K. (コンゴ)	Ahosane K. (コートジボアール)
島嶼国 SIDs	Hugh S. (グラナダ: 副議長)	Amjad B. (モルジブ)
(途上国)	Duan M. (中国)	Qasi K. (バングラデシュ)
Non-An.1	Miguez J. (ブラジル)	Washington Z. (ジンバブエ)
移行国 EIT	Diana H. (アルメニア)	Natalia K. (ウクライナ)
西欧 WEOG	Peer S. (ノルウェー: 議長)	Olivier K. (EU/ベルギー)
(先進国)	Martin C. (EU/ドイツ)	Christopher F. (オーストラリア)**
Annex-1	Lambert S. (EU/ドイツ)	戒能 一成 (日本)

(全員出席, * アジア 2名については改選予定, ** 3/7 早退)

2. 運営管理 (議題2.1~2.4)

2-1. CDM規約・基準の見直し (Modalities and Procedures 議題2.2)

重要

- 1) 背景 - 締約国会議(CMP)により、第1約束期間の事業実施結果を踏まえ、CDM関連規約・基準の見直しを 次回補助機関会合(SBI#38)で検討することが決定済。
 - 当該 SBI#38 での見直しの材料とするため、事務局の意見や外部利害関係者からの意見を考慮した上、今次理事会で勧告の策定・提出が求められている。
- 2) 結果 - 22項目からなる理事会勧告を採択。(関連新Annex 2点を参照)
- 3) 議論 - 理事会・事務局・利害関係者から 171件の見直し提案を受理。議論は多岐にわたり、今次理事会の討議時間の大部分を本件に充当。
 - 議論の時間的制約から、理事全員による事前投票(賛成(緑)・議論要(黄)・反対(赤)・現状で解決可能(灰))を実施。理事会では171件の提案のうち賛成多数・反対少数の案件から優先的に議論を実施し、2回の素案策定を経て最終的に成案。
 - 勧告の多くはこれ迄の理事会決定に基づく現行慣行を規約に反映させるべしというものであるが、事業期間(Crediting Period)の見直し、「重大な欠陥問題」(Significant Deficiency)の再考など本質的論点も少数ながら包含。
- 5) 注記 - 補助機関会合(SBI#38)では、当該理事会勧告に加え加盟国からの意見を参照した上で、最終的見直案を次回締約国会議(CMP#9)に提案予定。

2-2. 2013年 理事会事業計画・部会/WG事業計画 (議題2.3)

- 2) 結果 - 原案どおり承認。
- 5) 注記 - 予算の削減状況などは前回議事録(EB#71 結果報告)を参照。

2-3. 他 理事会運営管理の効率化など (議題2.3~2.4)

2) 結果 - 事務局からの報告事項

- ・ 地域協力センター(RCC)に関する事業報告(第1回改訂版) (会議前Annex-3)
- ・ CDMの地域偏在是正のための Nairobi行動計画関連報告 (会議前Annex-6,7)
- 理事会決定事項
 - ・ 理事会に経理小委員会(Financial Subcommittee)を設立。MAPなど事務局の予算関連資料は現状非常に難解であるため、理事4名による改善作業を実施。

5) 注記 - 遅きに失した感はあるが、肥大化した事務局の運営監理の効率化・監視強化の必要性につき理事間で合意が形成されつつあり、好ましい傾向か。

3. 個別案件 (議題3.1~3.4) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)

3-1. DOE信認 Accreditation

2) 結果 - DOE 1件(KR) の信認を承認。資格停止案件なし。

- TUV-NORDへの臨時検査(Spot-Check)結果報告を聴取、不適合改善を指導。
- 事案報告に基づき DNV への臨時検査(Spot-check)の実施を決定。
- 2012年上半期の事業実施状況監視(PM)結果に基づき、以下の 5DOEに根本原因分析(RCA)を要請。登録 - GLC, JCI, RINA, TUV-SUD, 発行 - JQA

5) 注記 - 2012年末の大量の「駆込登録」の影響か、DOEの事業品質に重大な疑問がある場合が増加しており、関係各位の注意を喚起したい。

3-2. 登録 Registration

1) 背景 - 事務局と調査チーム(RIT)の見解が一致した場合「登録」又は「拒絶」となる

- 両者の見解が異なる場合は理事会に掛かり、否決されなければ「登録」となる
- 両者とも「登録」又は「拒絶」でも 20日以内に異議を述べれば理事会で再審可能

2) 結果 - 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 6事業を登録, 以下 4事業を拒絶。

- | | | | |
|--------|----------------------------|-----|---|
| ・#5346 | FAL-G-4 煉瓦ブロック廃熱回収事業 (インド) | DNV | × |
| ・#6242 | YC炭鉱メタン回収・発電事業 (中国) | DNV | × |
| ・#6259 | WJ炭鉱メタン回収・発電事業 (中国) | DNV | × |
| ・#7682 | RG風力発電事業 (ブラジル) | DNV | × |

3-3. 発行 Issuance

1) 背景 (上記 3-2. 登録 に同じ)

2) 結果 - 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 1事業を発行, 以下 2事業を拒絶。

- | | | | |
|--------|--------------------------|----------|---|
| ・#2514 | BNS Thailand ガス回収事業 (タイ) | SIRIM | × |
| ・#3674 | YH セメント廃熱回収発電事業 (中国) | TUV-NORD | × |
- 再申請 4事業は全て受理。

5) 注記 - オブザーバ(OECC)より、2012年末から「発行」につき大量の案件が滞留しているが改善の見通しについて質問あり。事務局より 2012年末の「登録」事業処理への集中化の影響であるが、既に処理待ち時間は減少しており 3月中に正常化する見込との回答あり。

4. 制度改正(1) / 事業基準 (議題4.1, 4.2)

4-1. DOE信認基準改訂案

(会議前Annex-8)

1) 背景 - EB#68で素案検討開始、主要論点を再検討

2) 結果 - 以下の理事会意見などを踏まえ、継続検討。

- ・ 学歴経歴基準から部門別必要知識基準への移行は良いが、必要知識の具体的証明・認定方法について更に検討すること
 - ・ DOEにおける費用負担、現状からの移行・経過措置などについて検討すること
- 3) 議論 - 改善内容自体には異論がなかったが、DOE側の証明方法やATによる検査方法を具体的にどうすべきか、移行措置をどうすべきかにつき多くの疑問が呈示された。
- 事務局は現行の学歴・職歴証明も新制度下で可とする旨説明したが、却って理事の混乱を招く結果となり、概念を整理し再検討すべき旨が指示された。

4-2. DOE信認関連手続改訂案 DOE Accreditation Procedure (会議前Annex-11)

及び DOE事業実施状況監視手続改訂案 Performance Monitoring (会議前Annex-12)

1) 背景 - CDM 2012年事業計画の重点事項; EB# 70 で検討した部分の残余を再検討

2) 結果 - 大部分を再却下、事務局に再検討を指示。継続検討。

3) 議論 -

(信認手続(AP)関係)

- ・ 検査の目的・回数: 5年で最低 3回・以降申請数に応じ検査(PA)数を増減させるという事務局提案については理事の見解が分かれ、統計的手法を用い実際の影響を再検討すべき旨事務局に要請し却下・再検討となった。
- ・ 根本原因分析(RCA)の回数: 不必要にRCAを増加させないよう見直しを行う旨決定した。
- ・ "経過監視: Under Observation"措置の創設: 賛成意見が多かったが、何の不利益処分も設けなければ改善につながらないのではないかとの意見が出たため、再検討となった。
- ・ 検査結果の再評価(Review): 潜在的に利害相反の恐れがあるため、事務局員による再評価を認めるかどうかにつき理事の意見が分かれ、再検討となった。

(事業監視(PM)関係)

- ・ 指導閾値の妥当性: EB#70にて、根本原因分析(RCA)の実施を指導する閾値(Icc, Iirc)の統計的問題点を指摘したが、全く改善されていない案が提出されたため、閾値の妥当性や小規模DOEの必要試料数などにつき統計的に再検討すべき旨事務局を指導し却下・再検討となった。

4) 対応 - DOE関連の上記 3改訂案については、4月20日に開催される CDM円卓会議で議論され意見聴取される予定であり、必要あれば対応ありたい。

5) 注記 - DOE信認基準改訂・関連手続改訂などによりDOEの資格要件・手続は根本的に変更されることとなるため、関係機関におかれては関連議論の動きに注意ありたい。

4-3. DOEの錯誤による過剰発行問題

1) 背景 - DOEから理事会への自己申告による問題提起。

2) 結果 - 制度新設を検討する旨決定。次回以降の理事会で議論開始。

5) 注記 - DOEが錯誤で過剰発行を行った旨自己申告した際、当該過剰発行分を如何に補償させるべきかという問題。

- EB#70で成案した理事会による「重大な欠陥」(Significant Deficiency)制度案は締約国会議(CMP#8)で採択されなかったこと、当該制度案では自己申告は想定されていなかったことに留意。

5. 制度改正(2) / 政策論 (議題4.3)

5-1. 再生可能エネルギーの稼働率変化と事業変更申請問題

1) 背景 - 理事会での見直提案による検討。

- 2) 結果 - 事務局による風力発電事業 150件の分析結果を基礎に討議。当方から統計処理による独立検証の結果を呈示し議論を行ったが、EB#48 での現行ガイドラインは妥当である旨決定。
 - 当該問題に関連し、如何なる場合に事業の恒久的変化があったと判断するかという問題につき議論したが、更に事務局に分析を要請し再検討となった。
- 5) 注記 - 風力・水力など再生可能エネルギーの稼働率につき事業設計書(PDD)より実績の方が高くなる場合が散見されるが、どのような場合に事前検討が不十分だったと判定すべきかは自然現象の影響を受ける難しい問題であり、統計的検討が不可欠と思慮。

5-2. E+/E-政策と追加性の関係についての再検討

- 1) 背景 - 個別事案での問題提起による検討。
- 2) 結果 - 次回理事会で議論することを決定。
- 5) 注記 - E+/E-問題とは、途上国で電気料金補助など排出増加(E+)政策や新エネへの助成・導入規制など排出削減(E-)政策が行われている(あるいは開始される)際に、事業のベースライン評価などにおいて当該政策をどう反映すべきかという問題。
 - 現状ではベースライン設定時に考慮すべき政策の実施時期に基準を設け、E+政策は京都議定書採択の1997年以前、E-政策はCDM規約策定の2001年以前の政策のみを考慮すべきとし、不当に削減量が過大評価されずかつ途上国での政策実施・導入が阻害されないよう措置していることになっているが、異論が多い問題。

5-3. 発行手数料・適応基金賦課(SOP)問題

- 1) 背景 - 事業実施者団体(PDF)からの要請による検討。
- 2) 結果 - 次回以降の理事会で議論することを決定。事務局に分析を指示。
- 5) 注記 - 現状 CERの市況は 1EUR/tCO₂ を下回っており、小規模な事業や利益率の小さい事業では CERの発行を受けても発行手数料・適応基金賦課(Share of Proceeds - Admin. / - Adaptation)を払うと実質赤字になってしまうため、多数の事業が継続の危機に陥っている。
 - 一方で CDM制度の運営には費用賦課が不可欠であること、手数料などを下げても需要が増えない限り過剰供給が更に悪化するだけの結果に終わる場合も考えられ、難しい問題。

5-4. 未引取・滞留CERの処理問題

- 1) 背景 - 事業実施者からの問題提起による検討。
- 2) 結果 - 次回以降の理事会で議論することを決定。事務局に分析を指示。
- 5) 注記 - 現状少数ではあるが事業実施者の倒産や事業実施者間での契約などを巡る係争により未引取・滞留となっている CERが存在しており、法的検討が必要。

6. 雑感

- 事業登録数の増加(6,619件)や CER市況の崩壊により、当初 CDM事業では想定していなかった事態が続発しており、第2約束期間に入り新規事業は急減し審査負担は減少が見込まれるものの、理事会での多彩な議論は当面なお活発に続くものと見込まれる。

次回 理事会(EB#73) 2013年 5月27日～ 31日, ドイツ・ボンにて開催予定
次々回理事会(EB#74) 2013年 7月22日～ 26日, ドイツ・ボンにて開催予定